

名張市地域防災計画及び水防計画（令和5年度版）の改定に係る中間案について

1. 名張市地域防災計画及び水防計画の改定の趣旨

地域防災計画とは、災害対策基本法等に基づき、市の災害に係る予防対策、応急対策、災害復旧及び地震防災応急対策の基本的な事項について、市を中心として関係する国の行政機関及び公共機関並びに市民等の役割を規定しているものです。

また、水防計画とは、水防法に基づき、県から指定される指定水防管理団体として、洪水による水災を警戒、防御することにより被害を軽減し、公共の安全を確保するために必要な事項を規定しているものです。

これらの計画（以下単に「計画」といいます。）は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正をしなければなりません。この度、名張市立病院の地方独立行政法人化に伴い、所要の変更を行います。

【災害対策基本法 抜粋】

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

【水防法 抜粋】

第33条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2. 計画の構成

本計画は、防災・減災対策における方針や本市をはじめ、国、県その他関係機関、地域、住民の役割分担を示しており、構成は以下のとおりです。

【本編】

・第1章 総則

計画の目的や構成、習熟と修正、防災理念を定めています。

・第2章 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための対策等について記述しています。

- ・第3章 災害応急対策計画

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合に災害の発生を防御し、又は災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進し、災害の発生及びその拡大を極力防止するための対応について定めています。

- ・第4章 災害復旧計画

市民の生活安定のための緊急措置及び公共施設の災害復旧等を行うための対応について定めています。

- ・第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発せられた場合にとるべき対応、地震防災応急対策に係る措置など地震防災体制の確立を図るための方策等について定めています。

【水防計画】

- ・第1章 総則

計画の目的や用語の解説をしています。

- ・第2章 水防組織

水防本部の設置、水防倉庫に備えるべき資機材等について記述しています。

- ・第3章 予報及び警報

洪水予報、水防警報及びその発表に伴う水防体制について定めています。

- ・第4章 水防計画

水防巡視による情報収集、報告連絡体制、樋門の操作等について定めています。

- ・第5章 公用負担

水防管理者及び消防庁の水防現場での公用負担権限について記述しています。

3. 主な改定内容

（1）名張市立病院の地方独立行政法人化に伴う体制等の見直し

名張市立病院の地方独立行政法人化に伴い、災害対応に係る本市の体制等の見直しを実施します。

（2）国の防災基本計画の改定等との整合

地方自治体が策定する地域防災計画の基準となる国の防災基本計画の改定（令和6年6月）及びそれに伴う三重県地域防災計画の改定（令和7年4月）との整合を図ります。

（3）名張市総合防災訓練の取組成果の反映等

能登半島地震に伴う教訓（避難所の生活環境改善、孤立想定地域への対策など）及び名張市総合防災訓練における取組成果等を計画に反映します。

（4）その他時点修正が必要な事項の修正

本市の組織・機構の見直しによる組織名称や業務内容の変更、表記の適正化、統計デー

タの更新などを行います。

(5) 各部局からの改定意見の反映等

今回の改定に伴い、各部局からの提出された意見の反映を行います。

4. 計画の改定に向けた今後の予定

今後、令和7年9月から11月までに名張市防災会議委員への意見照会及び意見の計画への反映を行い、令和8年1月・2月の総務企画委員会協議会においてあらためて協議させていただき、同年3月に計画を改定し、県へ報告することを予定しています。

名張市防災会議委員一覧

名張市防災会議条例 該当条項	氏 名	組織・役職名	区分
(第3条第2項)	北川 裕之	名張市長	会長
(第3条第5項第1号)	臼井 義幸	近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長	指定地方行政機関
(第3条第5項第1号)	原田 育郎	津地方気象台長	指定地方行政機関
(第3条第5項第2号)	川上 正晃	伊賀地域防災総合事務所長	三重県職員
	宮口 友成	三重県伊賀建設事務所長	
(第3条第5項第3号)	安達 一人	名張警察署長	三重県警察職員
(第3条第5項第4号)	出江 良隆	名張市副市長	副市長
	川本 千佳	議会議務局長	市職員
	山下 光彦	なばりの未来創造部長	
	福本 耕平	なばりの未来創造部行政改革担当部長	
	田中 克広	総務部長	
	鷲阪 文宣	総務部公共施設マネジメント担当部長	
	野口 泰弘	地域環境部長	
	西浦 正人	市民部長	
	中木屋 恵理子	福祉子ども部長	
	山崎 美穂	福祉子ども部健康・子ども担当部長	
	浪花 武志	福祉子ども部保育・家庭担当部長	
	岩本 靖之	産業部長	
	伊集院 時仁	都市整備部長	
	桑原 純之	上下水道部長	
	吉岡 昌行	市立病院副院長	
	大北 英宣	市立病院事務局長	
	要 美義	教育次長	
	福田 浩士	伊賀南部環境衛生組合事務局長	
(第3条第5項第5号)	西山 嘉一	名張市教育委員会教育長	教育長
(第3条第5項第6号)	藤本 榮司	名張市消防長	消防長
(第3条第5項第6号)	中山 慎之	名張市消防団長	消防団長
(第3条第5項第7号)	杉浦 友宣	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所長	指定公共機関
	伊藤 博之	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 青蓮寺ダム管理所長	
	平山 誠	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 宍生ダム管理所長	
	古賀 勝之	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 比奈知ダム管理所長	
	小山 悟	西日本電信電話株式会社 三重支店設備部長	
	頼廣 祐孝	日本郵便株式会社 名張郵便局長	
	新川 誠二	中部電力パワーグリッド株式会社伊賀営業所長	指定地方公共機関
	福喜多 晃平	一般社団法人伊賀医師会理事	
	姫子松 伸浩	近畿日本鉄道株式会社 名張駅長	
	平岡 祐一	三重交通株式会社 伊賀営業所長	
	遠山 雅夫	名張近鉄ガス株式会社代表取締役社長	
(第3条第5項第8号)	杉森 治代	名張市消防団本団女性部部長	自主防災組織を構成する者
	古谷 久人	地域づくり代表者会議会長	
(第3条第5項第8号)	耕野 一仁	名張市身体障害者互助会会長	学識経験のある者
	大木 喜徳郎	名張市老人クラブ連合会会長	
	中出 則子	みえ防災コーディネーター (名張支部)	
	村田 憲子	名張市民生委員児童委員協議会連合会	
	川崎 詠美子	伊賀人権擁護委員協議会名張地区会	